

平成23年第1回邑南町議会定例会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成23年 1月17日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成23年 1月20日(木) 午後 1時30分
 閉会 午後 2時18分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本正	9番	亀山和巳
10番	日高学	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本正	9番	亀山和巳
10番	日高学	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋良治	副町長	桑野修	総務課長	日高禎治
定住企画課長	東義正	財政課長	藤間修	情報推進課長	安原賢二
町民課長	表正司	税務課長	三上俊二	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	坂本敬三	建設課長	田中節也	水道課長	松川好史
保健課長	大矢輝美	会計管理者	藤田憲司	瑞穂支所長	佐々木孝義
羽須美支所長	福田誠治	教育委員長	河野義則	教育長	土居達也
学校教育課長	細貝芳弘	生涯学習課長	森岡弘典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原進 事務局主任 日高泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
15番	日高勝明	1番	大屋光宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成23年第1回邑南町議会臨時会議事日程

平成23年1月20日(木)午後1時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 邑南町過疎地域自立促進計画について

議案第2号 邑南町奨学基金条例の全部改正について

議案第3号 邑南町奨学生審査委員会条例の制定について

議案第4号 邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の制定について

議案第5号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の制定について

平成23年第1回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

平成23年1月20日(木)

— 午後1時30分 開会 —

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(三上徹) それでは定足数に達しておりますので、ただ今から、平成23年第1回、邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。15番日高勝明議員、1番大屋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(三上徹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1月20日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1月20日の1日限りと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第1号邑南町過疎地域自立促進計画について。議案第2号邑南町奨学基金条例の全部改正について。議案第3号邑南町奨、奨学生審査委員会条例の制定について。議案第4号邑南、邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の制定について。議案第5号邑南町医療福祉従事者確保奨学基金

条例の制定について。以上、5議案を一括上程いたします。執行部から提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、番外。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 本日提案いたします議案は、過疎地域自立促進計画及び条例の改正、制定の合、合計5件でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。邑南町過疎地域自立促進計画についてでございますが、これは人口のいち、著しい減少にともなって地域活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域について総合的、かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることを目的とした、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき平成22年度から平成27年度までの邑南町過疎地域自立促進計画について議会の議決を求めるものでございます。議案として提案しております計画の詳細につきましては定住企画課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 議案第1号邑南町過疎地域自立促進計画についてご説明を申し上げます。まず、経過についてでございますが、過疎対策につきましては、昭和45年度から平成11年度にかけて、旧過疎法3法により対策がとられ、その後、平成12年3月に公布されました過疎地域自立促進特別措置法により、平成12年度から平成21年度までの10年間において、その対策が引き継がれたところでございます。平成22年3月末で失効した過疎地域自立促進特別措置法につきましては、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望に基づいて、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が取りまとめられ、議員立法として国会に提出されました。平成22年3月初旬の衆、参両議院に全会一致で可決され、平成22年3月17日に公布、4月1日から延長施行となったものでございます。今回の一部改正により、法の失効期限が6年間延長され、平成22年4月1日から平成28年3月31日までとなりました。また、過疎地域の自立促進のための特別措置として、いわゆるソフト事業への過疎債発行ができるようになりました。本町では、平成22年4月の島根県の説明会を受けまして、その後、庁内で計画素案を作成し、9月2日から21日までパブリックコメントによる意見募集を行ない、4名の方からご意見をいただき、その意見を計画に反映をいたしました。その後、島根県との協議あるいは庁内における計画調整を行い、法の定めにより島根県との事前協議を行っており、先般その完了通知をいただいたところでございます。計画の概要でございますが、ハード、ソフト事業を活用して、子育て対策を更に充実させた定住対策、それから稲作、畜産あるいは森林資源などを有効利用するとともに農林商工等が連携した産業の振興、それから農林業後継者の育成や医療福祉従事者の確保などにねん、担い手対策などを重点として計画をいたしております。本日、邑南町過疎地域自立促進計画平成22年度から平成27年度まででございますが、この計画を別紙のとおり策定いたしましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日、議決をいただきますと、法の定めにより国に提出することになっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●**議長(三上徹)** はい、石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第2号から議案第5号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第2号邑南町奨学基金条例の全部改正についてでございますが、合併時に制定した現行条例を見直し、向学心を持ちながら経済的理由によって就学が困難な方々を援助するため邑南町奨学基金を設置し、学資の貸与を行うことにより、この度全体を見直すものでございます。主な改正内容としましては奨学生審査委員会の規定を他の条例の審査とあわせ別に条例化することや、貸与金額を条例上で規定することなどでございます。次に議案第3号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町奨学生審査委員会条例の制定についてでございますが、これは議案第2号の改正でご説明しましたが、現行の邑南町奨学基金条例の第5条で審査委員会の内容を規定しておりましたが、今臨時議会に議案第4号及び第5号で提案させていただく条例につきましても審査をお願いし、意見を求めようとするため邑南町奨学生審査委員会条例を制定しようとするものでございます。次に議案第4号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の制定についてでございますが、これは邑南町の農林業振興に資する人材を育成するため基金を設置し、その基金を使い学資の貸与を行うことを目的に条例を制定しようとするものでございます。次に議案第5号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の制定についてでございますが、これは邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成するため基金を設置し、その基金を使い学資の貸与を行うことを目的に条例を制定しようとするものでございます。議案第2号から第5号までの議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●**細貝学校教育課長** 議長、番外。

●**議長(三上徹)** はい、細貝学校教育課長。

●**細貝学校教育課長** 議案第2号のご説明を申しあげます。これにつきましては、先に町長の提案理由の説明にもありましたが、議案第3号、4号及び第5号との関連によりまして、全体の調整等が生じたことや、また現行規制、規則に規定しています奨学金の貸与の額の一部条例で制定するということになりました関係で全部改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、お手元の新旧対照表により説明を申しあげたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず、あのう、現行条例第1条の目的でございますが、新しい時代の要求に即したまちづくりに資するため、奨学金を貸与し、人材の育成を図ると規定しておるところでございますが、議案第4号5号の目的と区分をするため、経済的理由により就学が困難な者を援助すると対象者をより具体的に規定したところでございます。現行条例第3条貸与対象につきまして第1項第2号を改正条例第6条第1項に4号に分けて規定しました。また現行条例第4条管理運用につきましても改正条例第3条管理、第5条繰替運用に分けて規定したところでございます。なお、4条に繰り替え、ごめんなさい。運用益金の処理につきまして基金の運用から生じる収益につきまして、一般会計へ繰り入れるとの規定を加えたところでございます。現行条例第5条奨学生審査委員会につきましては、後ほど説明のあります議案第4号5号と統合して審査することが合法的であるということから、新たに第3号として、議案第3号として上程するため全て削ったところでございます。奨学金の額につきましては、現行に規則がありまして、その規則に規定しておりますが、改正条例第7条貸与金額として、奨学金の額を別表に規定しております。最後のページをご覧くださいというふうにあります。ここに、あ

のう、別表として規定をしております。まず、あのう、区分でございますが、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部につきましては、国公立につきましては1万円、私立については1万5千円。短、短期大学、高等専門高等学校及び専修学校、これは国公立2万円、私立2万5千円。大学につきましては国公立が3万円、私立が3万5千円。大学、この大学につきましては歯学、医学、歯学又は薬学関係でございますが、これにつきましては国公立が4万円、私立が5万円と規定をしたものでございます。改正条例第8条の貸与条件に、新たに第1項第2号としまして奨学金を受けるた、受けるにあたりまして連帯保証人一名を立てることを規定したところでございます。また同項第3号に正規の修学年度を終了する日の属するまでとし、これを限度とするという規定を入れました。さらに、同項第4号としまして償還につきまして、卒業した年の次の年度の1年間を据置期間としまして、2年度目から償還を開始するとの主旨の規定を入れたところでございます。なお、このことにつきましては条例施行するにあたりまして、細部にあたりましては規則に触れておりますが、規則の中に1年間の措置期間中、邑南町に居住したときから猶予を開始しまして、これから4年経過し、据え置き期間と合わせまして5年となった場合、奨学金の全額を免除する規定を入れたものでございます。現行条例第8条実施調査等の規定中、町長又は教育委員会とあるを町長に、資金の貸与を受けた者とあるのを奨学生に改正条例第9条に規定しております。現行条例第9条繰上げ償還につきましては、第1項と第2項を入れ替えて改正条例第10号に規定しております。この条例の施行日でございますが、平成23年4月1日から施行するとしておりまして、経過措置としまして第2項をご覧いただきたいと思っております。2項に新条例の規定は平成23年4月1日以降に貸与を決定する奨学金から適用し、それまでに貸与を決定した奨学金につきましては、現行の条例の例によるとしております。ただし、現行条例に規定しています奨学生審査委員会の事務につきましては、議案第3号の新条例に規定する邑南町奨学生審査委員会が行うものとするとの主旨の規定をしております。3項としまして現行条例の規定により積み、積み立てられた金額、基金は新条例により積み立てられた基金とみなすとの規定をいたしました。なお、先にもちょっと触れましたですが、事務の詳細に関する案件につきましては、規則として制定することとしております。以上、ご審議の上、承認いただきまして、ご議決、議決を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。以上です。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 議案第3号邑南町奨学、奨学生審査委員会条例の制定についてご説明をさせていただきます。この度邑南町奨学基金条例の全部改正及び、後ほど提案が、説明がございまして、詳細説明がございまして議案第4号及び議案第5号で提案しようとしております基金条例により、学資の貸与にあたり町長の諮問に応じて奨学金の貸与等に関して審査を行う機関を設置するため、邑南町奨学生審査委員会条例を提案するものでございます。条例制定文を読み上げてご説明させていただきますので条例本文をご覧くださいませ。第1条でございまして設置を規定しております。邑南町に邑南町奨学生審査委員会を置くということで、ここに設置規定を載しております。第2条でございまして所掌事項でございまして。この審査委員会でございますが、まあ、審査委員会は邑南町奨学基金条例、邑南町農林業後継者育成奨学基金条例及び邑南町医療福祉従事者確保奨学金、奨学基金条例による奨学金の貸与について町長の諮問に応ずるものとするということでございまして、1項、

この1項につきましては、奨学金の貸与について町長の諮問に応じ意見を述べるということになります。第2項でございますが審査委員会は必要に応じ奨学金の貸与の一時停止及び取り消し並びに償還の猶予、延長及び免除について町長の諮問に応ずるものとしてしております。第3条でございますが組織を掲げております。審査委員会の委員は、次にか、掲げる者のうちから町長が委嘱する。1号において、議会議員を2人以内。第2号において、民生児童委員を3人以内。3号としまして、識見を有する者5人以内としております。2項につきましては、審査委員会に委員長1名、1人。副委員長1人を置くとしております。3項、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。4項でございますが委員長は、審査委員会を代表し会務を総理する。ただし、委員長に事故あるとき又は欠けたときには、副委員長が職務を代理するとして組織を規定しております。第4条につきましては、会議を規定しております。審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となるとしております。2項で審査委員会は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないとしております。第5条につきましては任期を規定してありまして、委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。第6条でございますが、事務局とし、しまして、審査委員会の庶務は、総務課において処理をするとしております。第7条については委任規定でございますが、その他として、この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてしております。ふせ、附則として施行期日を書いてありますが、この条例は、平成23年4月1日から施行するものとしております。以上、よろしくご審議のほどおよろ、お願いいたします。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** それでは次に、議案第4号邑南町農林業後継者育成奨学基金条例についてご説明を申し上げます。この条例の枠組みにつきましては、先ほど教育課長が説明いたしました邑南町奨学基金条例と同じでございますので、違いのある部分を説明させていただきます。まず目的でございますが、平成17年のセンサスにおいて65歳以上の割合というのが出ておりますが、このときの時点で75.1%というふうになっておりまして、まあ、確実に高齢化は進展をしております。一方、40歳未満の農業経営者数というの29人というふうになっておりまして、若者の就農というのが非常に少なくなって来ております。現在町では、支援センターを中心に農業従事者の確保対策を行っております。一つは組織経営体における若者の確保ということですが、現在14の農事組合法人が出来ておりまして、地域内の若者が参加する等一定の成果をあげているところです。それから、もう一つはいわゆる新規就農対策でございますが、希望者につきましては、国県の補助事業等を適用しながら就農に今つなげてきておりますが、実績は年間平均いたしますと1人から2人の間に、今留まっているのが現状であります。それから林業につきましては、山林保有経営体というのが、千254経営体ございます。このうち実際に山林に入られて作業されているけいあ、経営体が現在300、17年現在で345経営体ございます。ところが若者の従事という視点からみてみますと、林家業の後継者の確保でありますとか、あるいは森林組合におきます従事者の確保あるいは世代交代による継続性の確保ということが必要でございます。このことから農林業を担うべき者の確保、まあ、とりわけ青年農林業者の確保が、まあ、喫緊の課題となっております、このために、この奨学金制度を創設して、就労の促進を図って行きたいというふうに考えておりま

す。本文に入りますと、2条のところで基金の額を載せております。基金の額は1千800万としております。管理、運用基金の処理、繰替運用につきましては邑南町奨学基金と同じでございます。第6条の貸与対象でございますが、奨学金の、受けることができる者として、次の各号に掲げております。1号で、本人又はその保護者が邑南町に住所を有していること。2号といたしまして、学校教育法第1条に定める大学、若しくは同法第124条に定める専修学校において、農林業に関連する知識及び技術を履修する課程に在学していること。具体には、県立の農業大学校でありますとか、あるいは大学の農学部あるいは生物資源科学部というふうなところを想定をしております。3号といたしまして、心身ともに修学に耐え得ること。4号といたしまして、学校を卒業した後に、町内において農林業に従事する意思があるということ、いう4号を設けております。貸与金額といたしまして、第7条に載せております。これは別表に定める額を上限とするということで、1枚捲っていただきますと、一番最後のところに別表を載せております。短期大学及び専修学校の国公立では月額5万円、私立を6万円。それから大学及び大学院の場合、国公立は6万円、私立で8万円を上限としたいと思っております。それから第8条、貸与条件並びに実地調査、繰上げ償還、委任につきましては、先ほどの邑南町の奨学基金と同じでございます。附則といたしまして、この条例は、平成23年3月31日から施行したいというふうに考えております。それから具体的な運用につきましては規則において、町内に居住し、農林業に従事した場合、償還の猶予及び免除が出来るような措置をしたいというふうに考えております。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、大矢保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) 議案第5号邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の制定についてご説明申し上げます。先ほどから、あのう、上程しております議案2号、4号と重複いたします部分については割愛させていただきます本条例との差異につきましてご説明をさせていただきます。まず目的でございますが、邑南町におきましても各種医療、保健施設等多数ございますが、少子高齢化の中で非常に、あのう、従事者の確保が、今後も大きな大きな課題となってきております。そのためこの条例を制定いたします。この目的は医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成するため、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金を設置し、学資の貸与を行うことを目的とするものでございます。基金の額は、第2条、6千万円でございます。第2項、第3項、必要により予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができるものとするのでございます。第3条、第4条、第5条につきましては、先ほどの、出しました議案と同じでございますので省略させていただきます。第6条、貸与条、対象でございますが、奨学金を受けることができる者は次の各号に該当する者とする。第1号といたしまして、本人又はその保護者が邑南町に住所を有していること。住所要件を記しております。第2号といたしまして、学校教育法の第1条の定めます医学、歯学、薬学を履修する課程及び大学院に在学し、それぞれの免許を取得する見込のあるものと記しております。若しくは同法124条に定めます医療福祉資格を取得する見込のある者。3号といたしまして心身ともに修学に耐えうること。4号、免許を有した後に町内の医療施設、福祉施設において免許、資格を活かした業務に従事する意思があることということで小論文等を課せるようにしております。貸与金額につきましては第7条、別表に定める額を上限とするということで、最後に載せております。短期大学、高等専門学校及び専修学校につきましては、国公立で5万円、私立で6万円。大学につきましては、国公立6万円、私立8万円。医師、歯科医師、薬剤師資格の

大学につきましては、国公立15万、私立20万円となっております。第8条貸与条件でございますが、これは先ほどの提案いたしました条例と同じとなっております。3号につきましては、貸与期間は貸与を決定しました年度の4月から修学生、奨学生在が在学校の正規の修学年度を終了する日の属する日までとし、これを限度としております。第4号といたしまして、償還は翌々年度から開始いたしまして、貸与年数の2倍の年数を限度として返還をするようにしております。続きまして第2項の方では、4条の規定にかかわらず、特に必要がある、認められる場合には償還を猶予し、延長し、又は免除することができることと規定してございまして、詳細は規則に記してございますが、免除の規定といたしまして、医師、歯科医師、薬剤師を目指す者につきましては、免許を取得いたしましてから正規の修学年数の3倍の期間中に貸与された期間を町内に勤務すると免除ということになります。したがって6年間の医学部に行きますと、3倍、18年間の間に町外へ研修に出かけたり、初期研修が2年、後期研修が3年、あのう、医師等ございますが、それは町外で、町内に帰られて、累積が在学された期間6年間が18年間の中であれば良いというふうになります。その他の、あのう、福祉等の学校、看護等の学校につきましては4年間ですので正規の修学年限の2倍、4、2、8年の内に正規の修学年数、貸与された期間を勤めていただくと免除というふうになります。そのように規則に規定をしております。施行期日につきましては平成23年3月31日としております。以上でございます。

- 議長(三上徹)** 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。始めに、議案第1号に対する質疑から始めます。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第1号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** はい。

- 議長(三上徹)** はい、14番。

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** ええっと、あのう、外の、あのう、奨学金の基金の分でも同じなんです。

- 議長(三上徹)** 長谷川君、マイクをちょっと。

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、連帯保証人ですね、のどころの条が、どれも第4条で連帯保証人は、次の各号に該当する者でなければ、者でなければならぬということであって4要件があると思いますが、で、それを満たさなくなったときは1か月以内に新たな連帯保証人を立てな、立てなければならぬということ。邑南町から住所を移転した場合は、まあ、当然直ぐに住民票の異動があるから、恐らく補足はできると思うんです。それから満20歳以上で、それ以上、逆に若くなることはありませんから、この要件を満たさないということはないと。で、3番目の自分で生計を維持していることというのは具体的にどういう例が、具体的にどういうことで証、証明をキチンとされているのかどうかですね。それから町税の滞納がないこと。例えば自分で生計を維持していない場合ということは、誰かに扶養されているという形になった場合がありますよね。で、そういう場合に、例えば税金の申告で扶養なのかという判断で、その、あのう、生計を、あのう、自分で生計を維持しているという判断に、あのう、なっているというふうに解釈されているのか。例えば町税の滞納が生じた場合に、そういう状態になった場合に、新たに誰かに私しゃあやれんけえ連帯保証人変わ、保証人変わってくれ言うて頼みに行けるだろうかとということも含めて現実的な条項なんだろうかなと、確かに行政の側は直ぐに変えてくださいよということが当然生じてくる問題だけれども、そこにどうしてもタイム、タイムラグが出てくる事態は起きないだろうかと。それから第5条

の奨学金は本人又は保護者に対して2か月毎に交付するというのがありますが、あのう、今、名前が変わりましたが、日本育英会とかは、本人に対して交付だったと思うんですが、要するに本人が主な債、債、債務者かな、になるんじゃないかなと思うんです。で、どちらかの選択をしてということが、もう少し限定しとかないとどうなんでしょうね。保護者に、保護者は連帯保証人でも無いから、保護者に送って、それが確実に子どもに行くという保証はどういう担保がしてあるのかということですね。ちょっとそのへん聞いてみたいと思います。

●細貝学校教育課長 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長 ええっと連帯保証人の関係ですが、基本的には、あのう、独立して修業している者が、まあ、義務を負うわけですし、この連帯保証というのは、ご存知のように奨学生が支弁等が困難な事案になったときには必ず、あのう、同等の役割を果たすわけですから、したがって独立生計が無い限りに、それができないという解釈をしております。で、あのう、連帯保証人のことにつきましては、あのう、ここの条例でなくて、まあ、規則の方に、あのう、少し触れてあります。で、まあ、あのう、議員も規則を見ながらのお話だったというふうに思いますが、この案件につきまして現行の中身で十分対応できるというふうな理解で規定しておるところでございます。以上です。

●議長(三上徹) もう一つありやあせんかったかいのお、あのう、保護者、保護者に対する。

●細貝学校教育課長 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長 まあ、あのう、ご家庭によっていろいろあるんですが、あのう、奨学金は高等学校の生徒も対象にしております。したがって、まだ、あのう、保護、お父さん、お母さんの生活費をベースにやっつけらっしゃるケースもありますので、そういうところも配慮し、それから学資の支弁は邑南町の奨学金条例の場合は、あのう、あくまでもこのサポート的な金額で上限を打っていますので、そういう意味で外な手立てで、まあ、積み立てとか自力でやられる分に加えて奨学金を起動されるわけですし、そういう意味で本人は、まあ、もとよりなんですが、そういう生徒に、が、まだ高等学校等々にいる場合を想定したもので区分して両方にまたがって支給するという規定にしたところです。以上です。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、まあ、当然それは、あのう、規則の関係で出てくるんですが、あのう、例えばそういう場合だったらもう別表なん、何某によるの、何項については保護者とか、何項以降は、あのう、本人とか、ちゃんとはっきりさしといた方が、何かどっちへみたいな感じで、誰が判断するのっというみたいな感じですので、もう少しはっきりしたら良いと思うんですけど。で、あのう、独立、自分で生計を維持していることということについては、別に具体的に明文として、こういう内容ですというのがちゃんと、まあ、これは外の課、あのう、課も関係するんですがあるんですか。

●細貝学校教育課長 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長 あくまでもですね、あのう、奨学金を借りられる方は、あのう、その当該者ですから、そのまず基本的には、その生計を別にして生計を立てていると、者ということで書いてあり

まして、したがいまして、まあ、あのう、家族とか、まあ、親子等々では、それにあり得ないということにしております。で、まあ、あのう、議員のおっしゃる意味合いも分かるんですが、あのう、事務的なことについては、あのう、自力で生計を維持しているということで、これまでも規定は無かったわけですが、そういう判断をしてきていますし、他の例を見ますとほぼそういうような規定をしておりますので、現段階ではこれで事足りるだろうというふうに理解しております。で、なお困難事案等が生じる等の想定等があった場合。今は無いわけですが過去ずっと見てもそういう困難事案はありませんが、そのときには再度中身を精査する必要もあるかなというふうに思っております。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、端的に聞きますが例えば税法上の関係では、所得税とかの関係で扶養親族に入っているような人はどうなるんですか。あのう、生計は別の人よ、だから全くその家族とか、あのう、あれじゃあなくて全然違う人で、その人が例えばご主人が、あのう、お勤めに行くとられて、奥さんが扶養になった場合、奥さんの名前で連帯保証やられたらどうなるんですかっていう、まあ、単純に言えばそういうことです。

●細貝学校教育課長 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長 あのう、単純な言葉で規定しておりますが、自分で生計を立てているという。自分でという言葉は添えています。自分でということは、あのう、いえ、あのう、生計の中で扶養の側では自分ではっていう解釈になりませんので、規定では自分でということをおもっていますので、そういうふうに理解してもらってと思います。はい。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第2号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第3号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第3号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第4号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) ええっと積み立てる基金千800万円について質問します。あのう、過疎、過疎計画に基づいて過疎債を使って積み立てるということですが、あのう、過疎計画の期間が22年から27年度までの6年間ということは、その過疎債を使って積み立てた基金については貸与できる期間も6年間であるとか、そういう条件が付くのか付かないのか、また、あのう、過疎、あのう、過疎計画が終了後は、まあ、仮にその基金が残っている場合は返さなければいけないとか、そういう制約が有るのか、無いのか。何もなく最終的に基金がある間はずっと貸付ができるという理解をしても良いのかということと、もう一点は、あのう、人材育成ですんで、その千800万円の算出根拠が有るのか無いのか。例えば根拠として何かある。ま、又は、あのう、育成する人材として、その6年間で何人、従事者を増やしたいという目標が有るかどうか。2点について質問します。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

- 議長(三上徹)** はい、藤間財政課長。
- 藤間財政課長(藤間修)** ええっと過疎計画で、の中に、ええっと奨学金千800万円を積むというのをソフトで今回、あのう、予算措置しようとして3月の議会で思ってますが、それについては実は、あのう、ええっと普通、過疎債は12年の償還です。3年据え置きの9年償還。で、この場合はですね、あのう、基金については、今度は縁故債で借りられます。で、22年から27年の間に返してしまおうと考えております。したがって財産として町に残ると思っていただければ良いと思います。だから、あのう、27年、28年度以降も、このまま使用できるというふうに解釈していただければ良いと思います。以上でございます。
- 議長(三上徹)** 良いですか。もう一個。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。
- 議長(三上徹)** 坂本農林振興課長。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三)** 千800万円の根拠でありますけれども、ええっと我々の方で試算をしておりますのは、公立の農業大学校これを6年間で11人、それから普通大学校を2名。合わせて13名分の基金、あのう、貸与額として1千800万円を予定しておりますが、まあ、償還が生じる場合等がありますので、まあ、このとおりには行かない場合もあります。
- 議長(三上徹)** よろしゅうございますか。その他ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、無いようでございますので、議案第4号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第5号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第5号に対する質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。これより討論、採決に入ります。始めに、議案第1号に対する討論に入ります。反対討論はございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第1号邑南町過疎地域自立促進計画につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第2号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第2号邑南町奨学基金条例の全部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第3号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第3号邑南町奨、奨学生審査委員会条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第4、4号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第4号邑南町農林、農林業後継者育成奨学基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第5号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第5号、5号に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

●議長(三上徹) はい、賛成賛成。よって、議案第5号邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

●議長(三上徹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしましたので、これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成23年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変、ご苦勞さんでございました。

—— 午後 2 時 1 8 分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員